

大阪歯科大学看護学部保健師教育課程科目履修者選考基準

2024年4月1日施行

2025年4月1日改正

1. 選考時期 2年次後期
2. 選考人数 10名（2026年度以降の選考は15名。ただし、選考の成績によっては必ずしもこの人数とは限らない。）
3. 選考基準
 - 1) 公衆衛生看護への関心が高く、保健師としての就業を志している。
 - 2) 2年次後期までの必修科目（保健師教育課程のみの必修科目を含む）のすべての単位を修得している。ただし、2年後期の配置科目について単位修得できなかった科目がある場合は不合格とする。
 - 3) 2年次前期までの累計 GPA2.5以上を目安とする。
 - 4) 出席状況など学業生活が全般的に安定している。
4. 選考方法
 - 1) 履修希望者は、履修申請書、志望理由書を看護学部事務室に提出する。
（期日、書式等の詳細は別途周知する）
 - 2) 選考は、志望理由書、成績、面接、学業全般の情報をもとに総合的に判断する。
なお、成績は、既習の専門基礎科目・専門科目のうち、特に保健師教育課程履修に必要な科目※の成績を審査する。
※専門基礎科目7科目（公衆衛生学、疫学、保健統計学、保健情報学、看護関係法規、チーム医療論、社会福祉論）、専門科目13科目（看護学概論、看護理論、日常生活支援実習、地域・在宅看護学概論、成人看護学概論、老年看護学概論、小児看護学概論、母性看護学概論、精神看護学概論、公衆衛生看護学概論、家族看護学、国際看護学、感染看護学）
 - 3) 選考委員は、学部長、学科長、教務委員長、公衆衛生看護学領域長及び公衆衛生看護学領域専任教員とし、公正かつ客観性をもって選考する。
 - 4) 成績、志望理由書、面接等の合計点の上位者から選考する。
 - 5) 選考の結果を、看護学部教授会に諮り承認を得る。